

県立試験研究機関の機関評価指針

1. 試験研究機関の機関評価の目的

県立試験研究機関（以下、「試験研究機関」という）が継続的に本県の施策において重要な役割を果たしていくためには、試験研究能力の向上や産学官の結節点機能の強化を図るとともに、社会情勢の変化などに応じて、実施すべき試験研究等の業務を絶え間なく見直していく必要がある。

このため、機関評価の目的は、中期運営計画及び年度実施計画の達成状況等を評価することで、試験研究機関の業務の質の向上と効率化を進め、試験研究機関の活動の水準を高めることにある。さらには、試験研究機関が重点的に取り組む領域の見直しにも機関評価を活用していく。

2. 機関評価の対象

中期運営計画及び年度実施計画への取り組み状況や目標の達成度について評価する。

3. 機関評価の種類

(1) 事前評価

中期運営計画の期間（以下、「計画期間」という）が始まる前の年度に、中期運営計画（案）について、試験研究機関ごとに実施する評価

(2) 年度評価

毎年度（ただし、中期運営計画の実績評価を受ける年度を除く）、終了した研究課題や特に進捗した代表的な研究課題等について、試験研究機関ごとに自己評価を行った後に実施する評価

(3) 実績評価

計画期間の最終年度に、中期運営計画の各項目の達成状況等について、試験研究機関ごとに自己評価を行った後に実施する評価

4. 機関評価の方法

(1) 中期運営計画の事前評価

機関評価委員会は、中期運営計画（案）の各項目の目標設定の妥当性、追加あるいは削除すべき項目等について評価を行う。試験研究機関は、機関評価委員会の評価を踏まえ、中期運営計画（案）の修正を行う。

(2) 年度評価及び中期運営計画の実績評価

機関評価委員会は、次に示す「項目別評価」及び「総合評価」により評価する。

なお、目標の難易度は、業務に取り組んでみてはじめて分かる場合もあるため、結果的に難し過ぎた（あるいは、易し過ぎた）目標については、到達度を機械的に評価することは適切でない。したがって、試験研究機関の人的資源、物的資源、予算、期待される役割等に照らして、目標の難易度を十分に吟味した上で評価を行う。

ア 項目別評価

「県立試験研究機関の中期運営計画・年度実施計画策定指針」Ⅱ 3. に記載の試験研究機関が行う業務について項目を設定し、項目毎（研究については、大項目毎）に、達成度等を 4 段階で評価しコメントを付す。なお、年度評価については、試験研

究機関の実状にあわせて評価対象とする項目を選定する。

イ 総合評価

総合評価は、i) 県民に対して提供する業務、ii) 業務の質的向上、効率化のために実施する方策について、次に示すいずれかの文言を入れたコメントで評価を記述する。

「試験研究機関に期待される役割や目標等に照らし合わせて、質・量の両面において優れたパフォーマンスを実現」

「試験研究機関に期待される役割や目標等に照らし合わせて、質・量の両面において着実に取組みを実施」

「試験研究機関に期待される役割や目標等に照らし合わせて、質（あるいは量）において取組みが不十分」

「試験研究機関に期待される役割や目標等に照らし合わせて、質・量の両面において取組みが不十分」

5. 機関評価委員会

(1) 機関評価委員会の設置

機関評価の実施機関として試験研究機関毎に機関評価委員会を設置する。

(2) 機関評価委員の選任

機関評価委員会の委員は、特定の試験研究機関のみを評価する専門委員と全ての試験研究機関の評価に加わる共通委員で構成される。

6. 評価結果の活用

機関評価委員会は、評価結果を取りまとめる。茨城県科学技術戦略本部は、機関評価委員会からの評価結果を受け、茨城県科学技術振興会議の意見等を参考にしながら、今後の対応等について所管部に通知する。

試験研究機関及びその所管課等は、通知を受けて、試験研究等の業務の目標や手法等を見直すとともに、試験研究機関の活動の水準を高めるために必要な措置を講じる。

7. 評価結果の公表

試験研究機関と科学技術振興課は、評価結果を公表するとともに、試験研究機関の運営や試験研究、業務についても、県民に対し積極的に情報提供を行うものとする。